

<コロナ禍で考える>

コロナ禍での環境行政と 労働組合の役割について

全日本自治団体労働組合 現業評議会清掃部会部会長

自治労京都市職員労働組合 清掃支部支部長

中 川 純



はじめに

私たち自治労京都市職員労働組合（以下自治労京都市職）清掃支部は、京都市環境政策局の職員として環境行政を担い、本庁職場や事業所等で働く行政職の組合員の仲間、技術職の組合員の仲間、そして資格・免許職の組合員の高度な知識と、技能労務職員の組合員の仲間の特殊な技能の結集で京都市民の生活を守っています。

2019年12月に中国武漢地区で新型コロナウイルスの発症が確認され、急速な感染拡大により世界各国に脅威を及ぼし、2022年5月の現在ではオミクロン株が猛威をふるっています。

2020年4月7日、日本国内において感染拡大による初の緊急事態宣言が発出され、住民に対し外出自粛要請がなされ、「ステイホーム」という言葉が社会的に大きくとりあげられました。そして次第に定着していくことにより家で過ごす時間が多くなり、通常よりもごみの量が大幅に増加していき、備品の問題や感染症対策や災害時の対応など、多岐にわたって課題を抱えながら業務を行ってきました。これまでも感染拡大・縮小を繰り返し、政令指定都市を含む都道府県を中心に数度にわたって緊急事態宣言やまん延防止措置が出され、「イベントの自粛要請」「施設の使用制限の要請」等により業務内容に大きく支障をきたしました。

労働者に対しては、可能な限りのテレワークの実施が求められ、テレワークの実施が困難な

状況時には時差通勤による勤務形態が要請されてきました。しかし、現場で働く清掃労働者については、現場で住民生活を守ることが重要であることから、テレワークの実施や時差出勤が適応できず、事業運営を工夫した上で、できるだけ通常どおりに業務に従事しました。また、2020年以降、コロナ禍が世界を覆いつくす中で、清掃労働者をはじめとする医療従事者や公共サービスの従事者などは、社会にとって必要不可欠な仕事として「エッセンシャルワーカー」と位置づけられ、社会インフラの維持に貢献してきたことが注目されました。

労働組合の活動についても、通常の活動が大幅に制限され、機関会議の中止やリモート開催や書面での決議が増加しました。当局との交渉事項や協議事項についても人数をできるだけ縮小し、時間を短縮するなどしながら行ってきました。これまで対面を基本としてきた組合活動は、なかなか活動が思うようにできず、困難な状況となりました。そしてこのような状況に追い打ちをかけるかのように、京都市の深刻な財政難の問題が発生し、市民生活や私たちの生活にも影響を及ぼしてきました。

今回、寄稿させていただいているのは、2022年5月時点の内容で、国内における感染状況が年明けから徐々に増加していき、京都府においても1月27日から3月21日までまん延防止等重点措置が発出され、いわゆる第6波とされる状況に至るまでの内容です。コロナ禍の状況から約2年半となりますが、新型コロナウイルス

ルス感染症の感染拡大がもたらしたものは、私たちの生活や労働環境を大きく激変させてきました。自分自身が労働組合の役員としての取り組んできたことと、環境行政の現場で働く職員としてのこれまでの2年半を振り返りながら伝えていきたいと思えます。

未知のウイルスの襲来

労働組合としての取り組み

2019年の12月に初めて中国国内で新型コロナウイルスの感染が確認され、年明けの2020年1月14日に日本国内で初の感染が確認、そして1月30日には京都府内での感染が確認されました。当時私は、自治労京都市職の常任執行委員として安全衛生対策部長の任務と兼務で自治労清掃支部の副支部長として安全衛生委員会の任務を担当していました。

京都府内での感染が確認された翌日の1月31日に京都市当局に対して対策についての連絡を入れました。最初に取り組んだのは、職員のサービスの取り扱い等の基準を明確に策定することを求めました。回答は2009年に発生した新型インフルエンザ対策と同様の取り扱いを考えているとの回答でした。今までに経験したことのない内容での協議でしたが連日協議を続けました。公共交通機関の使用についてや、今では普通に取り入れられている時差出勤やテレワーク等の実施についても求めていきました。時差出勤については推奨していくとのことでしたが、テレワークについては京都市としてはまだ進んでいないのと、台数にも限りがあるとして引き続き取り組んでいくと回答を得ました。

自治労京都市職安全衛生対策部としては、2020年3月19日に京都市当局に対して「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請」を提出し、市民及び職員の安全の確保や感染防止に向けての処置や職員が罹患した場合の対応と、

濃厚接触者等の発生時における休暇や職免の取り扱い時での業務体制について、早急に構築することなどを求め交渉を行いました。また、自治労京都市職本部の要求書提出の後に、清掃支部としても同日に環境政策局に対して要請書を提出し、交渉を行いました。

組合として組合員の職場環境の不安や不満などあらゆる意見をいただくために、安全衛生対策部の取り組みとして、自治労京都市職の全組合員に対し緊急アンケート調査を実施したところ863人の組合員から回答をいただき、自治労京都市職安全衛生委員会を開催し、アンケート結果を共有しながら、各支部における現況の感染対策の課題等について議論しました。

これまでは、7月に京都市当局に対し「安全衛生に関する申し入れ書」を提出して意見交換を行ってきましたが、従来の申し入れから「安全衛生に関する要求書」に切り替え、提出交渉を行いました。感染を防止するための備品不足が深刻な事態となっていき、全国的にもマスクや消毒液、あるいはトイレペーパーが店頭から消えていきました。特に市民応対が必要な区役所の職場をはじめとする感染のリスクの高い職場に対しては、備品の支給を強く求めていきました。

初の緊急事態宣言発出

2020年4月7日に、新型コロナウイルスの感染者数が全国的に急拡大していくことにより、初の緊急事態宣言が発出されることとなります。

しかし、外出の自粛や休業が要請されても人が生活していく上で必ずごみは排出されます。当然ごみが排出されるということは、ごみの収集運搬から処理・処分を行う必要があります。私たちの清掃職場では緊急事態宣言下の中にあってもいつもと変わらず通常のように出勤し、職務の遂行が求められました。現在とは違い新

型コロナウイルスがあまりよくわかっていなかった当時の緊急事態宣言下では、外出をされる人も少なくなり、学校も一斉休校の措置が取られるなどしたことから、「ステイホーム」や「お家時間」の期間が長くなりました。しかし、この時点での緊急事態宣言が後のごみの排出量の増加につながることは想像もしていませんでした。

年間のごみ量の一番多く排出される時期は年末・年始の特別作業期間であり、清掃支部としても年末・年始の特別作業期間を無事に終えるために、当局に対して要求書を提出して「冬季における積雪・凍結対策」・「ごみ量増加に伴い過積載の防止対策」・「安全衛生対策の徹底」など数項目にわたり要求し、年末・年始の作業計画について労使交渉で議論を行います。初の緊急事態宣言から数週間がたつてくると、「なんか今日ごみ多いなあ」と連日現場に向かった収集員や運転手と会話する日々が職場で続き、さらには燃やすごみの量があまりにも多過ぎて、1コースが取り切れない事態にまで発生していき、その期間は年末・年始の特別作業期間よりも長く続いていくこととなっていきます。

燃やすごみが増えた要因としては、外出自粛による巣ごもり消費や不用品を思い切って捨てる「断捨離」が広がったと考えられます。また、在宅期間での水分補給に加えて「宅飲み」でのアルコール類の飲酒の機会も増えて缶・ビン・ペットボトルの資源ごみが増加し、宅配やお弁当のテイクアウトが増えたことによるプラ製容器包装の資源ごみも増加しました。また、家庭ごみが増加した一方で、店舗等の休業や在宅勤務が多くなり、事業ごみは減少となりました。家庭ごみ総量は、9月時点で緊急事態宣言時の5月をピークに、前年度よりも約4,100トン増加となりました。

※ごみ量の推移については以下を参照 (トン)

	2019年度 4月～9月	2020年度 4月～9月
燃やすごみ	9万2700	9万5700
缶・びん・ペットボトル	6800	7400
プラスチック製容器包装	5000	5400
大型ごみ	2400	2500

日常の清掃職場の業務内容とは

私は、京都市右京区と中京区を担当行政区とする（※再編により2022年4月以降）西部まち美化事務所を所管とし、減量指導業務員（※現在総合環境推進員）として働いています。まち美化事務所の1日の業務の流れですが、始業は8時からで、私の所属の西部まち美化事務所では8時10分から朝礼が始まり、8時20分にラジオ体操をしてから8時30分に出庫となります。そのため出庫までに作業ができる準備をしていかなければなりません。

出勤してまず最初にアルコール消毒、体温を測定し、健康チェック表に記入してから、ロッカーで着替えて自分のパソコンを起動します。そして待機室で、その日一緒に業務する運転手や収集員と地図を確認し、コース上での工事の連絡事項や注意事項を確認しながら安全な業務が行えるよう収集ルートを考え、みんなで地図を見ながら相談します。収集作業は体を酷使するため、作業前はストレッチや準備運動は入念に行い、特に私自身が左膝の手術を3度していることもあり、作業に向けての準備は入念に行っています。

午前の作業から帰所すると、午後からのプラスチック製容器包装の収集に備えるために収集車の汚水を洗浄します。午前のコース上での問題等や報告事項があれば作業長に報告し、手洗い・うがいをしてから着替えと作業着の洗濯をしてから昼食と休憩に入ります。午後からの業務は、プラスチック製容器包装の収集や雑紙収集、まちかど資源物回収に公共施設・商業施設

や小学校、保育施設等への資源物の回収、福祉収集（まごころ収集）や福祉収集に係る面談等や午前中の未回収や対応など、さまざまな業務に従事します。事務所に戻ってからは電話応対や苦情相談対応を行いながら入力業務をしていきます。終業時間になれば洗身をしてから退庁します。このような流れが日常の大まかな業務内容になります。

コロナ禍になってからの収集現場とは

コロナ禍によって、これまでの日常の業務は大きく激変させられました。通常の作業については、2トンと1.5トンの収集車両を使用し、運転手1人、収集員2人の3人で収集運搬を行い、狭路の収集と福祉収集（まごころ収集）には軽トラック車両（サンバー車）を使用し、2人で収集運搬を行います。午後から乗り換えて他の業務に従事する以外はほぼ同じメンバーでの業務となります。3人での収集車の業務も2人での軽車両の業務も車内においては、当然密になることは避けられません。同乗者が罹患すれば濃厚接触者として認定がされ、実際に感染したケースもありました。また、燃やすごみの収集作業については特に感染のリスクを抱えながらの作業となり、大量にごみ袋を積んでいき詰まってくると袋が圧縮されて破裂することが多くあり、破裂した袋からは生ごみや埃や大量に水分の含んだごみから、マスクやティッシュペーパーなど、あらゆるごみが一瞬のうちに飛んでくる可能性があります。マスクを着けての作業であっても、マスクにウイルスが付着しているのではないかと常に不安はつきまといました。

また、カラスや猫などによってごみ袋が荒らされたり、破れたりしてごみが散乱している状況も現場ではよくありますが、放置はできず、その場で片づけていきます。感染者が利用した可能性のあるマスクやティッシュペーパーなど、

あらゆる散乱ごみを回収するには、ちり取りを2枚使って回収し、極力直接ごみには触れないように心がけましたが、交通量の多い現場では時間をかけずに片づけなければならず、直接手を使って回収をしています。資源ごみの収集時では、缶・びん・ペットボトルが収集対象となり、直接口をつけることもあるので、同様に気を付ける必要がありました。手袋を使用しているのに素手では触れませんが、気を抜けるものではありませんでした。1回の収集作業を終えると車内で手の消毒をしています。

京都府内の感染者数の最も多い時期では、1日に2,000人を超え、病院や宿泊療養施設に入院できず自宅療養を余儀なくされる府民が1万人を超える時期もありました。病院や宿泊療養施設での廃棄物の収集については民間の事業者が対応され、感染のリスクは伴いますが、感染者の廃棄物と特定できているため、防護服や二重の手袋やマスクを装着しての収集となります。しかし、自宅療養や濃厚接触者と認定されれば自宅待機となり、一般廃棄物としてごみを排出され、感染者のごみの特定はできず収集を行ってきました。



清掃職場にとって夏季期間は、炎天下での作業となり、1年の中でもっとも過酷な労働条件での業務となります。特に京都市内は、全国の中でも気温が高く、猛暑日の続く日が多くあります。コロナ禍での収集は、マスクを着用しての作業となるので特に厳しい時期で、コロナ感

染のリスクもありますが、それよりも熱中症の恐れがあり、収集時においてはマスクを外しての作業で、車内ではマスクを着用して感染対策をしていました。

コロナ禍になってからの清掃職場では

コロナ禍になってからは、あらゆる職場において、感染対策が求められたのと同様で、清掃職場についても感染対策を講じてきました。後に触れていきますが、市民生活を守るごみの収集運搬業務は1日も欠かすことができず、清掃職場での感染や、集団感染は特に気を付ける必要がありました。

＜主な感染症対策＞

- ①毎日の検温結果報告など体調管理の徹底
- ②ごみ収集時のマスク・手袋の着用
- ③ごみ収集車内の消毒
- ④事務所・ごみ収集車内の換気・消毒
- ⑤市民対応窓口におけるアクリル板などの設置
- ⑥食堂におけるアクリル板の設置

また、府内の感染者の増加におけるの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中では、業務の班の固定配置等も行い、職員が罹患しても極力濃厚接触者が少なくなるように工夫をしてきました。

清掃職場における集団感染(クラスター)の発生と対応について

新型コロナウイルス感染症が発生した当初は、未知のウイルスであったことや、治療法もなく、濃厚接触者の定義も現在とは違い、厳しく定められていました。そのため、感染力の強さなどもわかっておらず、集団感染の想像もしていませんでした。

＜K市環境局S事業所＞

2020年4月20日までに収集職員7人の感染が判明し、事業所を2週間閉鎖し、感染者を除く55人の職員を自宅待機としました。感染をしていなかった職員で職場を消毒し、5月6日から事務所での業務や一部地域の収集業務を再開し、21日からS区内全域の収集業務が再開しました。事業所の全機能の回復までに約1ヵ月を要することになりますが、T市には9つの清掃事業所があったため、他の事業所からの応援で対応し、住民生活を維持しました。

＜D清掃事務所＞

2021年8月16日までに、職員計17人の感染が判明し、感染者以外の職員も多数濃厚接触者となり、全職員のうち3割が出勤できなくなりました。通常の収集体制の維持が困難となり、苦渋の決断で不燃ごみの収集を8月16日から31日まで2週間停止し、不衛生な可燃ごみの収集を優先して対応しました。

＜K市T部まち美化事務所＞

2021年5月31日に職員の感染が判明し、保健所の調査により、濃厚接触者と同乗者等も含めて27名が出勤できなくなりました。通常業務を維持するため、6月1日から本庁のまち美化推進課、エコまちステーション、他の事業所からの応援を6月9日まで行い、私自身も6月8日に応援に入り、S区内の燃やすごみの収集運搬に従事しました。感染のリスクも考慮し、S部まち美化事務所に通常より早く出勤し、7時30分に出発してT部まち美化事務所に向かいますが、前日にFAXで収集コースを送ってもらい、事前に収集コースを確認していたため、現地でラジオ体操をしてから現場で午前の収集運搬をして帰所し、感染対策を取りながらの応援業務を行うことができました。

コロナ禍での災害対策について

近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、異常気象による集中豪雨、台風等の自然災害が続いています。京都市環境政策局ではこれまで災害が発生すれば、全国の各都市や京都府内・市内において1日でも早く住民の従来の生活及び町並みを取り戻すため、迅速に被災地に入り、災害廃棄物の収集運搬を行ってきました。

2020年7月に九州地方において集中豪雨が起り、大きな被害となりました。京都市も、全国都市清掃会議からの災害派遣要請を受けて、8月11日～26日の2週間に渡り、2陣編成で熊本県八代市に災害派遣しました。



1. 支援した都市

熊本県八代市（坂本町内）

2. 支援を行った期間及び人員

	期 間	人 員 (延べ)
先遣隊	8月 5日 (水)	3名
第1陣	8月11日 (火) ～ 8月19日 (水)	12名
第2陣	8月19日 (水) ～ 8月26日 (水)	12名
	延べ17日間	計27名

3. 支援内容

八代市坂本町内で排出された災害廃棄物の収集運搬業務

4. 主な日程

8月 3日 (月) 環境省から（公社）全国都市清掃会議を通じて派遣要請
 5日 (水) 先遣隊派遣
 11日 (火) 出発式
 12日 (水) 八代市着，作業内容調整
 13日 (木) ～ 収集運搬作業従事
 26日 (水) 車両等機材撤収

5. 作業車両

2 t プレスパッカー車 2台，2 t ダンプ車 1台，作業指揮・連絡車 2台

6. 作業回数

1日当たり8～17回実施（「収集運搬から搬入まで」を1回とカウント）

7. 収集量

合計約254トン[※]の災害廃棄物を収集運搬し，搬入した。

※ パッカー車1台当たり1.5トン，ダンプ車1台当たり1トンで算定

コロナ禍になってから初の災害派遣となり、これまでの災害派遣とは違い、派遣される職員は全員PCR検査を受けて陰性を確認されてからの派遣となりましたが、検査費用は自治体負担であったため、帰りの検査については行わないと当局から周知されていましたが、清掃支部としては、派遣される職員が安心して安全に派遣されるべきであると当局に訴え、帰りについても全員PCR検査を受けられるようになりました。また、8月の猛暑の中での災害廃棄物の収集ということもあり、熱中症対策もしっかり行い、感染症対策も含めて過酷な作業となりました。

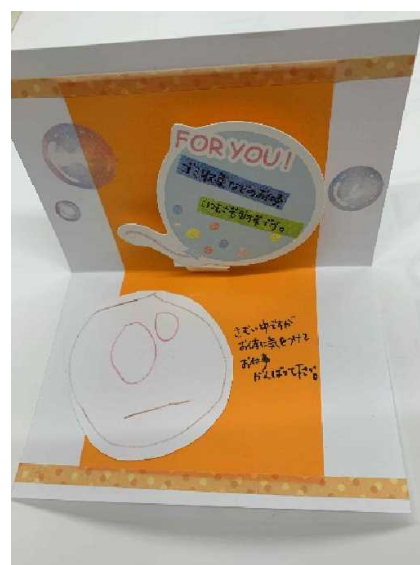


京都市環境政策局における
東日本大震災以降の災害対応(参考)

- 2011/3 宮城県仙台市(東日本大震災)
- 2012/7 京都市北区(集中豪雨)
- 2013/9 京都市全域(台風18号)
- 2014/8 京都府福知山市(集中豪雨)
- 2016/4 熊本県熊本市(大地震)
- 2017/7 岡山県真備町(集中豪雨)
- 2017/9 京都市右京区京北(集中豪雨)
- 2019/10 福島県郡山市(台風19号)
- 2020/8 熊本県八代市(集中豪雨)

感謝のメッセージ

コロナ禍前までの清掃職場は、特に注目をされることもありませんでしたが、清掃職場においてのクラスターの発生や緊急事態宣言下でのごみ量の増加の報道等もあったことと、2020年4月28日にK環境大臣(当時)の記者会見で清掃労働者への激励と感謝の気持ちを伝えるために、ごみ袋へのメッセージの貼付を呼びかけられたことにより、全国各地において一斉にごみ袋へのメッセージの貼付が増えていきました。また、収集中に住民の方から感謝の言葉を直接いただく機会もこれまでより増えました。このような光景は、災害派遣時において、被災地での収集中に感謝の言葉をいただくことはありましたが、日常の収集業務の中ではそれほど多くはありませんでした。ごみ収集の業務は決して衛生的とは言えず、臭気もきついことから、収集車はどちらかといえば避けられていました。それだけに、このような感謝の行動を住民の方からいただけたのは、全国の清掃労働者にとってモチベーションもあがり、仕事のやりがいにつながっていったことだと感じています。



<感謝の手紙>

さいごに

2020年4月7日の1回目の緊急事態宣言の発出時以降、これまでは小学校の環境教育の一環として毎年行ってきた環境学習や、各自治会主催でのイベント等も中止を余儀なくされ、リユースの取り組みや再資源化の機会も減少していましたが、現在では感染対策をとりながら再開していき、少しずつですが日常が戻ってきたようにも思います。



<環境学習の風景>



<子供服リユースの取組の風景>

現場における環境行政は市民にとって身近な存在であるため、災害や不測の事態が起こったり、自治体が財政危機に陥っても変わらず市民の日常生活を守らなければなりません。そのためにも労働者が健康で安全に働ける労働環境の整備は不可欠であり、労働組合の果たすべき役割は重要となります。しかし、現在日本の労働組合の加入率は低く、特に若年層には必要性が伝わりにくい状態にあるともいえます。労働組合の強みは対面を基本とした活動であり、大きな問題や課題に直面した時でも議論を重ね、智恵と工夫で助け合って乗り越えてきました。

コロナ禍になった当初は罹患者に対するの偏見や差別が起こり、また、ワクチン接種の有無に関してなど、世界は分断社会へと向かってしまいました。このような困難な社会にあってもこそ労働組合はしっかりとその受け皿となり、組合員と家族と市民生活を守るための活動が今後も求められていくために必要となってくると思います。今回、このテーマで寄稿させていただいたことに感謝しています。